の因を示威的に訪問し、面談かなる場合は、決定ケースの流
産を防のため要求貫徹のため執行の止むなき停止に至
らしめ、一方各新聞社同志に飛報すべき筆勢を為すべしと
されたり、当日は表面平穏のうちに動作業に従ひたるも、俄かに
午後の時半頃に至り前記要求書提出因者を通じたり、されど
も今は重役会議を終へ社員の多ければ即答なりかねし
と十八日迄因答を保留し、又新解雇の件は前記
解雇者の内の要二通常文流すべき旨解雇せり、
異存なく要求と午後二時職工同に接拶して工場を引き揚
げたり、

要求書、

我々は現社施行する工場制度に欠陥を認め金工場の通

署を以て、左記各項を要求す

要求項目、

一、衛生設備

イ、洗面所を防ぎ採光窓を修繕すべし、
ロ、陽下組敷部の便所設備を完全にすべし、
ハ、四周の硝子窓を修繕し空気の流通を図るべし、
ニ、食堂の設置、洗面場の設置、
ホ、喫煙の増加
ヘ、相直室の改善、
ト、工場内に常任衛生係を置く事、

二、残業手当の改革、

残業手当は時間毎に実費を最低限度とし、午前0時以後
は此の倍額に改革する事、